

湧別町クリーンエネルギー補助金交付要綱

(平成 23 年 4 月改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化防止のため非化石エネルギー源の利用促進を図り、クリーンエネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリーンエネルギー設備(以下「設備」という。) 別表第 1 に掲げる要件を満たす機器をいう。
- (2) 住宅 人が居住することを目的(店舗又は事務所との兼用を含む。)として不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)に規定する登記簿に登録される家屋又は地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する固定資産課税台帳に登録される家屋のうち、住宅として供する面積が 25 平方メートル以上のもので、かつ玄関、居室、台所及び便所の機能を備えているものをいう。

(補助対象者の要件)

第 3 条 補助対象者は、湧別町内に自ら所有する住宅に居住し(町内に新たに住宅を建設又は購入し、居住する予定の者(以下「転入者」という。)を含む。)その住宅に設備を設置する者で、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 個人(共有により住宅を所有する者を含む。ただし、この場合の申請者はいずれか一名とする)
- (2) 町税及び使用料等に滞納が無い者。ただし転入者については、転入前の住所の市町村に税金の滞納が無い者

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費の範囲は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表第 2 により算出した金額とする。

- 2 一の住宅に対する補助金の適用は 1 回限りとする。
- 3 一人の者に対する補助金の適用は 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設備の設置を行う前に湧別町補助金交付規則(平成 21 年規則第 41 号。以下「規則」という。)に規定する補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 設置費用が明記されている契約書又は見積書の写し及び、その内訳を示す書類の写し
 - (2) 設置する機器が、第 2 条の機器要件を満たすことを確認できる書類の写し
 - (3) 町が発行する納税証明書。ただし、転入者にあつては、転入前の住所の市町村が発行する納税証明書
 - (4) 設備を設置する住宅が記載された町が発行する固定資産税課税明細書の写し又は家屋評価証明書。ただし、町内に新たに住宅を建設又は購入する者及び転入者にあつては、それぞれ建設請負契約書又は不動産売買契約書の写し
 - (5) その他町長が必要と認めた書類
- (補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行い、申請者に規則で規定する補助金等交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（補助金交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助金交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助事業を中止又は廃止したとき。

（2） 補助要件又は条件を満たさなくなったとき。

（3） 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金の支払いを受けたとき。

（実績報告等）

第9条 補助事業者が、補助事業を完了したときは、規則に規定する補助事業等実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

（1） 設置費用に係る契約書の写し

（2） 設置状態を示す写真

（3） 電力会社との電力需給契約書の写し及び竣工検査書の写し

（4） 補助事業者が転入者の場合は、転入後の補助事業者の住民票

（5） その他町長が必要と認めた書類

（補助金の確定及び支出）

第10条 町長は、前条に規定する書類を受領したときは、その内容を審査し、要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し交付するものとする。

（補助金交付の条件）

第11条 補助事業者は、設備を補助金の交付の目的に反した使用、他者への譲渡又は貸し付け、若しくは担保に供しようとするときは、事前に町長の承認を得なければならない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部を町に返還させることができる。

3 補助事業者はこの要綱により取得した設備は、設置後においても善良な管理者としての注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（利用状況の報告義務）

第12条 補助事業者は、設備を設置した翌月から2年を経過する月までの設備の利用状況を町長に報告しなければならない。

2 利用状況の作成単位は、1ヶ月単位とする。

3 利用状況の報告は、設備を設置した翌月から1年を経過した月末及び2年を経過した月の月末の2回に分けて報告し、それぞれ未提出の月報をまとめて報告する。

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、平成25年3月31日をもってその効力を失う。

別表第 1 (第 4 条関係)

対象機器	機器要件と補助対象経費
太陽光発電システム	<p>【機器要件】 新たに太陽光発電システムを設置するため必要な機器又は、既設の太陽光発電システムの最大出力を増加するために必要となる機器（必ず太陽電池モジュールの増設を含まなければならない。）とし、次の要件をすべて満たすもの。 (1) 低圧配電線と逆潮流有りて連系し電力会社と電灯契約を締結すること (2) 日本工業規格等で認められていること (3) 設置又は増設する機器は新品であること（中古品は対象外とする）</p> <p>【補助対象経費】 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、接続箱、発電量表示装置、電力量計、配線・配線器具の機器費用及びこれら設置に要する費用</p>

別表 2 (第 5 条関係)

対象機器	補助金額
太陽光発電システム	<p>新たに設置又は増設した太陽電池の最大出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位は kw 表示とし、小数点以下 2 桁未満は切り捨てる））に、1kw 当り 2 1 万円を乗じて得た額とし、上限を 8 4 万円とする。</p>